

2025年10月14日

各 位

上場会社名 アールビバン株式会社
代表者 代表取締役会長兼社長 執行役員 野澤 克巳
(コード番号 7523)
問合せ先 取締役執行役員 経営企画室長 樋口 弘司
(TEL 03-5783-7171)

(変更) 「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」の一部変更について

当社が2025年8月29日に公表いたしました「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」（以下「当初意見表明プレスリリース」といいます。）について、その内容の一部に変更すべき事項が生じたので、下記のとおりお知らせいたします。

株式会社Orsay（以下「公開買付者」といいます。）が実施中の本公開買付け（当初意見表明プレスリリースにおいて定義された意味を有します。以下同じです。）について、公開買付者は、当社から2025年9月29日付で企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和48年大蔵省令第5号。その後の改正を含みます。）第19条第2項第4号（主要株主の異動）の規定に基づき臨時報告書が提出されたことを踏まえて、同年10月14日付で、公開買付期間を同年10月28日まで延長し、延長後の公開買付期間を39営業日とすることを含む買付条件等（公開買付期間及び決済の開始日）の変更を行うことを決定したとのことです。

なお、変更箇所につきましては、下線を付しております。

記

3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(2) 意見の根拠及び理由

② 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由及び意思決定の過程 (変更前)

<前略>

以上の協議・交渉を経て、公開買付者は、2025年8月29日、本取引の一環として、本公開買付けを実施することを決定したとのことです。

(変更後)

<前略>

以上の協議・交渉を経て、公開買付者は、2025年8月29日、本取引の一環として、本公開買付けを実施することを決定したとのことです。

その後、当社が企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和48年大蔵省令第5号。その後の改正を含みます。）第19条第2項第4号（主要株主の異動）の規定に基づき、2025年9月29日付で臨時報告書を提出したことを確認したため、公開買付者は同年10月14日付で、法第27条の8第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出することとしたとのことです。また、公開買付者は、当該訂正届出書の提出に伴い、法第27条の8第8項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。）第22条第2項本文の規定により、公開買付期間を、届出当初の公開買付期間の末日である同年10月15日から、当該訂正届出書を提出する日である同年10月14日より起算して10営業日を経過した日にあたる同年10月28日まで延長する必要があるところ、公開買付期間を同年10月28日まで延長し、延長後の公開買付期間を39営業日とすることを含む買付条件等（公開買付期間及び決済の開始日）の変更を行うこととしたとのことです。

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項） (変更前)

＜前略＞

具体的には、本公開買付けの成立後、公開買付者は、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第180条に基づき当社が行う株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を、2025年12月中旬頃を目途に開催することを当社に対して要請する予定とのことです。なお、公開買付者、カツコーポレーション及び野澤氏は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定とのことです。

＜後略＞

（変更後）

＜前略＞

具体的には、本公開買付けの成立後、公開買付者は、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第180条に基づき当社が行う株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を、2025年12月下旬頃を目途に開催することを当社に対して要請する予定とのことです。なお、公開買付者、カツコーポレーション及び野澤氏は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定とのことです。

＜後略＞

（6）本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

⑥ 本公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保

（変更前）

公開買付者は、公開買付期間を、法令で定められた最短期間が20営業日であるところ、当該期間よりも長期の30営業日に設定しているとのことです。このように公開買付期間を法令に定められた最短期間に照らして比較的長期に設定することで、当社の株主の皆様の本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を提供するとともに、当社株式に対する対抗的買収提案者にも買付け等を行う機会を確保し、これをもって本公開買付けの公正性を担保することを企図しているとのことです。

また、公開買付者は、当社との間で、公開買付者以外の者による公開買付け等の機会が不当に制限されることがないように、当社が公開買付者以外の対抗的買収提案者と接触することを制限するような合意は行っておらず、上記公開買付期間の設定とあわせ、対抗的な買付け等の機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しているとのことです。

（変更後）

公開買付者は、公開買付期間を、法令で定められた最短期間が20営業日であるところ、当該期間よりも長期の39営業日に設定しているとのことです。このように公開買付期間を法令に定められた最短期間に照らして比較的長期に設定することで、当社の株主の皆様の本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を提供するとともに、当社株式に対する対抗的買収提案者にも買付け等を行う機会を確保し、これをもって本公開買付けの公正性を担保することを企図しているとのことです。

また、公開買付者は、当社との間で、公開買付者以外の者による公開買付け等の機会が不当に制限されることがないように、当社が公開買付者以外の対抗的買収提案者と接触することを制限するような合意は行っておらず、上記公開買付期間の設定とあわせ、対抗的な買付け等の機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しているとのことです。

11. その他

（変更前）

（1）＜省略＞

（変更後）

（1）＜省略＞

（2）「主要株主の異動に関するお知らせ」の公表及び臨時報告書の提出

当社は、2025年9月29日付で「主要株主の異動に関するお知らせ」を公表し、同日付で臨時報告書を関東財務局長に提出しております。詳細については、当該公表及び臨時報告書の内容をご参照ください。

以上